

# 地方における人権救済機関に関する研究

## 「地方における人権救済機関に関する研究会」まとめ～抜粋～

### 人権救済機関設置に向けて

#### (1) 地方における人権委員会の考えられる機能

大阪府内においては身近で当事者の立場に立ったきめ細かな相談ができる体制づくりを進めており、こうした人権相談窓口においては人権侵害に直面した人が自らの主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう支援している。しかし、自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある場合は、人権救済機関で被害者の救済が図られなければならない。

地方における人権救済機関に必要な機能について、府内市町村が実施した人権相談（人権相談ケースワーク）事業及び財団法人大阪府人権協会の人権相談に寄せられた相談（2002（平成14）年4月から12月）から検討する。

#### ① 地域性・迅速性・利便性

市町村に寄せられた人権相談を人権侵害の発生場所別にみると、98件が「自宅」で発生しており、次いで、71件が「近隣・地域社会」で、21件が「職場・会社」で発生している。また、財団法人大阪府人権協会に寄

せられた人権相談を人権侵害の発生場所別にみると、20件が「職場・会社」で発生しており、次いで、17件が「自宅」で、8件が「近隣・地域社会」で発生している。

こうしたことから、人権侵害は自宅、人々が暮らす地域、働いている職場などで生じることが多く、こうした身近な場面で生じる人権侵害の救済をすべて中央の人権委員会で処理することになれば、迅速な人権救済が図られないものと考えられる。そこで、新たに設けられる人権救済機関には身近なところで発生する人権侵害に対応できる地域性・迅速性・利便性が求められる。

#### ② 実効性

市町村に寄せられた人権相談を相談のその後の経過別にみると、人権相談を受けることにより、「カウンセリングによる心理的サポートで解決」が78件、「個別の専門相談機関へ取次ぎ専門相談機関で事案対応」が44件と、相談の半数近くがこれらの手法により解決されている。また、財団法人大阪府人権協会に寄せられた人権相談を相談のその後の経過別にみると、人

発生場所別相談件数（重複計上あり）

	市町村 (実件数248件)		府人権協会 (実件数85件)	
	件数	%	件数	%
自宅	98	40	17	20
学校	12	5	1	1
職場・会社	21	8	20	24
社会福祉施設	4	2	3	4
医療施設	8	3	7	8
公共施設	12	5	6	7
近隣・地域社会	71	29	8	9
インターネット	—	—	—	—
その他	34	14	10	12
不明	3	1	16	19
計	263	—	88	—

その後の経過別相談件数（重複計上あり）

	市町村		府人権協会	
	件数	%	件数	%
カウンセリングのみで解決	78	31	34	40
個別施策の組合せで解決	28	11	—	—
個別の専門相談機関等につなぎ 専門相談機関で事案対応	44	18	8	9
相談の継続	71	29	13	15
解決不能	8	3	1	1
相談者からの相談中断の申出	6	2	—	—
その他	27	11	48	56
計	262	—	104	—

権相談を受けることにより、「カウンセリングによる心理的サポートで解決」が34件、「個別の専門相談機関へ取次ぎ専門相談機関で事案対応」が8件と、相談の半数近くがこれらの手法により解決されている。

しかしながら、相談で解決できないものや相談者の意思により相談を打ち切っているものについては、公平・中立的及び専門的な立場から当事者間を調整する第三者機関が必要であり、その第三者機関には課題解決のため、あっせん・調停・勧告などの実効的な救済機能が必要である。

### 地方における人権救済に関する研究会

#### 目的

地方における人権侵害による被害を適正かつ迅速に救済・予防するため、地方における人権救済機関のあり方等について、専門的な見地から幅広く研究する。

#### 構成

部落解放同盟大阪府連合会、財団法人大阪府人権協会、社団法人部落解放・人権研究所、大阪府人権室

